

GPIFのガバナンス体制

厚生労働省年金局

平成26年10月15日

1. GPIFのガバナンス体制についての検討課題

自民党日本経済再生本部日本再生ビジョン（平成26年5月23日）（概要）

● GPIFの運用方針、ガバナンス体制の一体改革

→ 資金運用の観点から行う同提言については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」において、「今後厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う」とされており、現在取り組んでいるガバナンス体制の見直しを進めるとともに、法改正の必要性を含めた検討を加え、同有識者会議提言を踏まえ、その取組の加速を要請する。



「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（概要）

基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要

→ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、

（中略）資金運用の観点から行われた有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することに加え、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行う

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）（抜粋）

- 中期目標管理型の法人とする。
- 運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備する。
- 高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。
- なお、資金運用の観点から行う公的・準公的資金の運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言については、それを踏まえ、今後厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

(参考)自民党日本経済再生本部中間提言と日本再興戦略

自民党日本経済再生本部中間提言 (平成25年5月10日)(概要)

- GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)等の公的年金、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び公益法人等の資金運用について、それぞれの資金の規模や性格等を踏まえた上で見直しを行い、運用やリスク管理等の高度化を図ることが必要である。
- このため、資金運用主体自身のガバナンスを強化するとともに、専門人材確保の観点から、資金運用主体における人員体制、報酬体系・水準について柔軟化させるとともに、それぞれの資金の規模や性格等に相応しいリスク評価・管理の体制を構築する。
- こうした取組みを行うにあたり、資金運用主体の法的形態が支障となる場合には、独立行政法人改革の検討を行っている政府の行政改革推進本部における議論とも連携しつつ、改組を含め検討する。
- なお、上記改革に向けた検討を行うため、政府に有識者会議を設置して検討を行い、改革内容について秋頃を目途に提言を得、その後政府の責任において速やかに実行に移す。



日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(概要)

- ⑥ 公的・準公的資金の運用等
公的年金、独立行政法人等が保有する金融資産(公的・準公的資金)の運用等の在り方について検討を行う。
- 公的・準公的資金の運用等の在り方
 - ・ 公的・準公的資金について、各資金の規模や性格を踏まえ、運用(分散投資の促進等)、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターン向上のための方策等に係る横断的な課題について、有識者会議において検討を進め、本年秋までに提言を得る。

2. 年金積立金の管理運用に関する過去の議論

－①年金自主運用検討会報告書(平成9年9月1日)－

○ 年金積立金の自主運用への移行に際し、労使のトップも含め取りまとめられた年金自主運用検討会報告書において、運用の基本方針の策定、運用委員会の設置、運用管理業務を行う組織の要件等が示され、その基本的考え方に基づき、特殊法人年金資金運用基金が設立され、同基金による自主運用が開始された。

○ 年金自主運用検討会報告書(平成9年9月1日)(概要)

➤ 年金積立金の運用の基本方針の策定

保険者(厚生大臣)は、年金財政の長期的見通しや年金積立金運用の基本的考え方を踏まえた運用を行うため、「運用委員会」の意見に基づき、政策的資産構成割合を含めた運用の基本方針を策定する。

➤ 保険料拠出者の代表等からなる運用委員会の設置

年金積立金の運用は、将来の保険料水準に影響を与え、保険料拠出者の利害に直結するので、運用の基本方針の策定等運用の重要事項の決定にあたっては、保険料拠出者や金融・経済の専門家の意見を反映させるとともに、これらの者が運用全般について監視する仕組みを作ることが必要である。保険料拠出者や金融・経済の専門家が参加する「運用委員会」を設置し、年金積立金の運用全般について諮問に応じるとともに、意見具申や建議を行い、また、運用管理機関の指導監督の状況を含め、年金積立金の運用状況を監視するものとする。「運用委員会」の意見については、保険者(厚生大臣)がこれを尊重しなければならないこととする。

「運用委員会」の具体的な在り方については、別途検討する必要があるが、年金積立金運用と年金財政・制度設計との間の整合性を図るため、年金審議会との十分な連携を確保することが必要である。

➤ 運用管理業務を行う組織

① 組織の要件

a. 専門性の確保・・・資産運用に関する専門的知識を有する人材を確保する必要がある、職員の採用や処遇については、組織の判断で柔軟に対応できるようにする。

b. 民間活力の活用・・・公的性格を有する組織である必要があるが、投資判断や組織運営に関し広く裁量を持たせるとともに、組織の最高責任者は民間人を公募するなど、民間活力を活用した組織とする。

c. 責任体制の明確化・・・権限と責任の所在を明確にして、専門家としての忠実義務に違反した場合には、速やかに責任をとる体制を構築する。その際、運用委員会の監視機能の活用を図る。

d. 公平・公正、透明性の確保・・・民間運用機関の選定、資金配分、評価等について、公平・公正、透明性を確保するとともに、情報開示を徹底する。

2. 年金積立金の管理運用に関する過去の議論

①年金自主運用検討会報告書(平成9年9月1日)(続き)ー

➤ 運用管理業務を行う組織

② 組織の性格

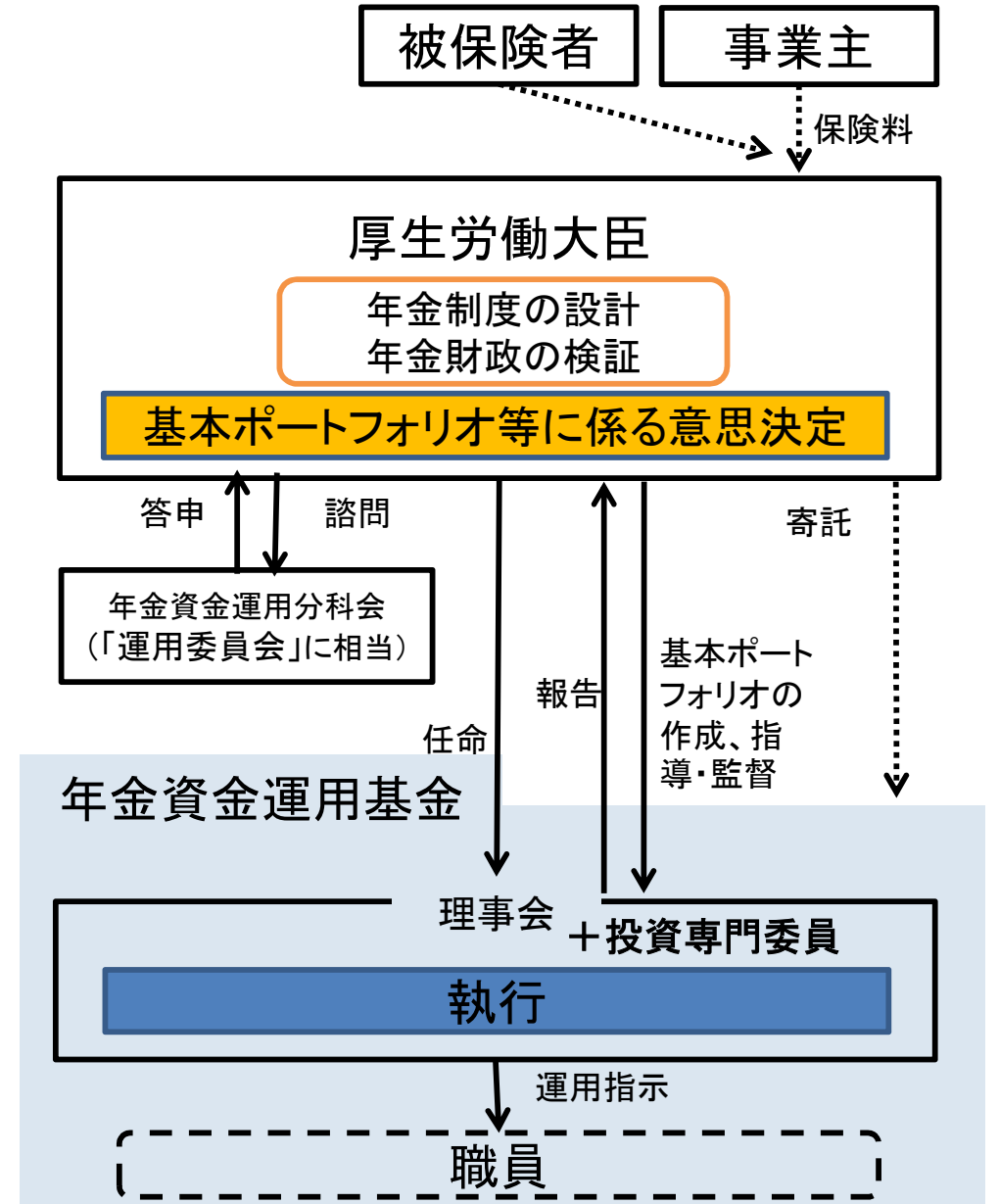
国が自ら運用管理業務を行うことも考えられるが、専門的知識を有する人材を確保することが難しいこと、行政の肥大化につながるおそれがあること、国による企業支配につながる等の理由で国には株式の保有が認められていないこと等から適当でない。このため、国とは別の組織の運用管理機関を設け、運用管理業務を行わせることが現実的である。

この場合、公的性格を有する組織であることが必要であるが、民間活力を最大限発揮させるため、行政の運用管理機関に対する関与は必要最小限にとどめる一方、徹底した業績評価を行う必要がある。

③ 内部組織の在り方

運用管理業務は、高度の専門性を有すること、運用管理業務についての中立性を確保するとともに、運用管理機関としての権限と責任を明確にする必要があることを考慮すると、運用管理機関に数名の専門家からなる「投資委員会」を設置することを検討すべきである。すなわち、「投資委員会」に投資政策の決定、民間運用機関の選定、資金配分、評価等について権限と責任を持たせる。「投資委員会」の委員は、公募等により保険者(厚生大臣)が専門家を任命し、職務にふさわしい処遇を行う。「投資委員会」の下に執行部門を設け、運用管理業務を執行するという考えである。

○年金資金運用基金における運用体制



2. 年金積立金の管理運用に関する過去の議論

－②年金積立金の運用及び運用体制の在り方(平成16年2月4日)－

○ 自民党年金制度調査会・厚生労働部会・行政改革推進本部独立行政法人化委員会合同会議において、「年金積立金の運用及び運用体制の在り方」が提出され、年金積立金の運用体制の在り方についても意見が取りまとめられた。

○ 年金積立金の運用及び運用体制の在り方(平成16年2月4日)(概要)

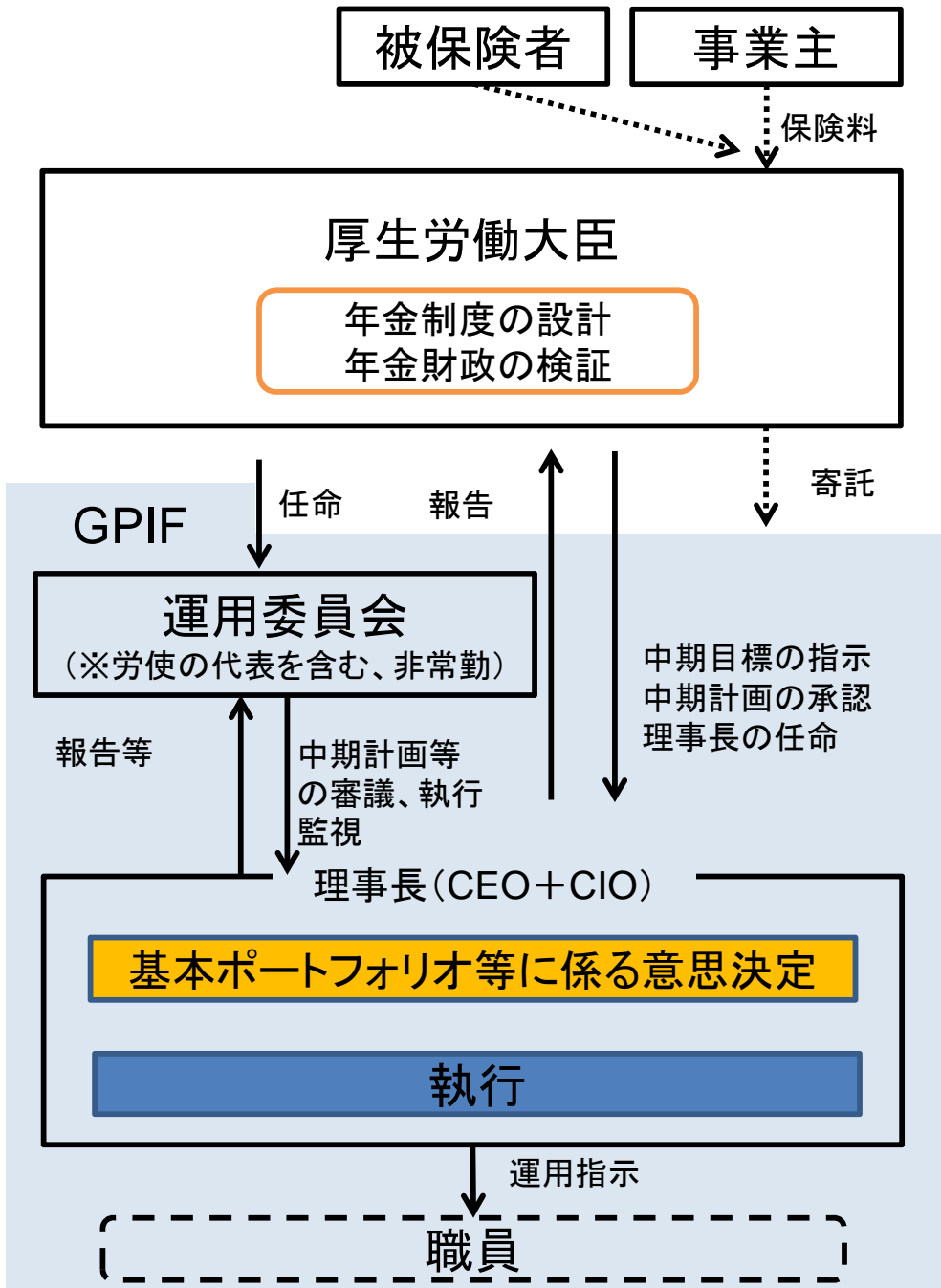
- 新法人の業務実績は厳正に評価し、適切に責任を問う仕組みとする。
- 年金積立金の運用は、専門性の徹底及び責任の明確化を図り、平成18年度に設立される新しい独立行政法人が行う。新法人は運用業務に特化する。
- 新法人の人員体制は、他法人への業務移管、業務廃止及び業務運営の効率化により、現行約150人の体制を、概ね50人を目途とした効率的な運用体制に向けて大幅な縮減を図る。また、厚生労働省の年金運用に係る組織・人員体制を縮小する。



この内容を踏まえ、平成16年6月に年金積立金管理運用独立行政法人法を制定(年金資金運用基金法は廃止)し、平成18年4月から現在のGPIFの体制となった

3. 現状のGPIFのガバナンス体制について

－①GPIFのガバナンス体制の概要－



○ 現行では、GPIFは独立行政法人として、主務大臣である厚生労働大臣から示された中期目標を踏まえた中期計画を策定し、これに基づき業務を行っている。また、毎年度、厚生労働省に置かれた独立行政法人評価委員会がGPIFの業務実績の評価を行っている。

○ GPIFにおける意思決定プロセスは、独立行政法人共通の枠組みとして、理事長が法人の業務について最終責任を負っているが、基本ポートフォリオの策定などの重要事項については、厚生労働大臣の任命による金融・経済の専門家からなる運用委員会の議を経ることとなっている。(運用委員として労使の代表を1名ずつ任命)

○ また、現在の運用委員会は、運用受託機関の選定等、執行に関わる事項についても議論を行っている。

○ 理事長の業務執行の補佐として理事1名が置かれている。

3. 現状のGPIFのガバナンス体制について

－②運用委員会について－

1. 運用委員会の構成

- 年金積立金管理運用独立行政法人法に規定。
- 運用委員会は、委員11人以内で組織する。現在は8名の運用委員により構成。
- 運用委員会の委員は、経済・金融の専門家等の学識経験者のうちから、厚生労働大臣が任命する（任期は2年）。

2. 運用委員会の権限

- 中期計画及び業務方法書の審議
- 法人が行う年金積立金の管理運用業務の実施状況の監視
- 管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議

<運用委員名簿>

(平成26年7月18日現在)

大野 弘道	味の素株式会社 取締役常務執行役員	← <u>経団連による推薦</u>
佐藤 節也	東洋大学文学部英語コミュニケーション学科教授	
清水 順子	学習院大学経済学部教授	
菅家 功	公益財団法人連合総合生活開発研究所専務理事	← <u>連合による推薦</u>
武田 洋子	株式会社三菱総合研究所政策・経済研究センター主席研究員・チーフエコノミスト	
○堀江 貞之	株式会社野村総合研究所上席研究員	
水野 弘道	コラーキャピタルパートナー	
◎米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	

(五十音順・敬称略) ◎ 委員長 ○ 委員長代理

4. GPIFのガバナンスに関する最近の議論

－①GPIFの運営の在り方に関する検討会報告(平成22年12月22日)－

- 「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」報告においては、意思決定過程における複数の専門家による多面的な検討や、管理運用の基本方針等を定める意思決定機関と業務執行機関の役割分担の明確化、専門性を持った質の高い人材確保等が見直しの方向性として示された。

○ GPIFのガバナンスの在り方について(概要)

【課題】

- 「方針決定」及び「業務の執行」は、理事長一人の専管事項となっているが、運用委員会との関係で、実質的な権限と責任が不明確。
- また、運用委員会では専門的な見地から議論は行われているものの、理事長の諮問機関であり、勤務形態も非常勤であるなどその責任と権限の制度的位置付けに問題。

【見直しの方向性】

- 様々な意見が出されたが、見直しの方向性として次の点について概ね意見が一致。
 - 意思決定過程において複数の専門家によるより多面的な検討を行うことにより、意思決定プロセスに慎重を期しリスクを少なくしていくことが必要。
 - 年金積立金の管理・運用の基本方針等を定める意思決定機関と、基本方針に基づき一定の裁量の範囲で管理・運用業務を執行する業務執行機関の役割分担を明確化するとともに、業務執行の責任者が意思決定プロセスでの議論に参加することなどを通じて適切な連携を図っていく必要
- 人材の確保・育成については、高度な専門性を持った質の高い人材を確保していく必要。具体的には、
 - GPIFはその資産の大半を外部の運用機関に委託して運用していることから、運用受託機関を選定・管理・監督できる能力・経験のある人材の確保・育成が必要
 - 経済情勢等の調査・分析を専門的に行い、基本ポートフォリオの構築、リスク管理等を行う常勤の専門家の採用が必要
 - 運用の組織・体制、ガバナンスの見直しの動向も踏まえつつ、人材の確保・育成を計画的に進める必要
 - 公的年金の運用の目的は、投資ではなく安全運用が基本であるので、運用スタッフの拡充ではなく、運用先の選定や発注における透明性と客観性の担保に重点を置いた体制強化が必要

(参考)OECDの年金基金のガバナンスに関するガイドラインについて

「OECD GUIDELINES FOR PENSION FUND GOVERNANCE (2009年6月私的年金に関する作業部会にて採択)」より

「年金基金のガバナンスに関するOECDのガイドライン」では以下の11項目を要請

1. 責任の識別・・・監督と執行の責任を明確に識別かつ分離
2. 統治機関・・・年金基金に対する責任を有する統治機関の設置
3. 説明責任・・・統治機関はステークホルダーに対して説明責任を負う
4. 適合性・・・統治機関のメンバーは、年金基金のガバナンスにおける高度な信頼性、能力、経験を担保するため、適合性基準の対象となる。また、専門能力の維持・向上が求められる
5. 権限委譲と専門家の助言・・・統治機関は、内部スタッフ等に権限委譲が可能。統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求める
6. 監査人・・・定期的な監査を実施するため、独立監査人を選任
7. 年金数理人・・・確定給付型年金については、然るべき組織または権限者が年金数理人を選任
8. カストディアン(資産管理機関)・・・外部カストディアンを選任した場合、年金資産とカストディアンの資産を分別管理されることを法的に担保する
9. リスクベースの内部統制・・・適切な内部統制の実施。統治機関による行動規範および利益相反に関する方針の策定
10. 報告・・・正確な情報伝達のための報告チャネルの確保
11. 情報開示・・・ステークホルダーに対する明瞭、正確、適時な情報開示

※ 当時、「GPIFの運営の在り方に関する検討会」の委員であった山崎養世氏の働きかけで、OECD 金融・企業局金融課 フィオナ・スチュワート氏等による「GPIFについての見解(監督と執行の責任の識別等いくつかの点でOECDのガイドラインを満たしていない等の指摘)」が示された。同見解は、筆者の個人的見解として作成されたものであったが、上記検討会ではこの見解も踏まえて検討が行われた。

4. GPIFのガバナンスに関する最近の議論

－②有識者会議提言(平成25年11月20日)－

○ 有識者会議においては、GPIF等公的・準公的資金のガバナンスについて、資金運用の観点から提言がなされた。

○ 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書(平成25年11月20日)(概要)

リスク管理体制等のガバナンスの見直し

- 大臣は理事長等の任命責任を負い、当該運用機関は大臣に受託者責任を負うという前提の下、自主性や創意工夫を十分に発揮し得る体制とすべき。
- 資金運用の重要な方針等については、利益相反にも配慮した常勤の専門家が中心的な役割を果たす合議制により実質的な決定を行う体制が望ましい。
- 運用対象の多様化やリスク管理の高度化を図るためには、第一線の専門人材が必要であり、報酬体系の見直しを含めた対策が不可欠。
- 公的年金については、保険料拠出者である労使の意思が働くガバナンス体制が求められる。
- 独立行政法人は、独任制の組織であるほか、人員数、給与水準、経費等の面で制約を受けている。規模の大きな資金運用専門機関(GPIF)については、その規模・性格に照らして改革の必要性が特に高い。
- このため、資金運用という観点からすれば、上記を踏まえて新たな立法を行い、その法人形態を固有の根拠法に基づき設立される法人に変更した上で、合議制機関である理事会に重要な方針の決定を行わせるとともに、その専門性を重視して、適切な情報開示を前提に高い自主性・独立性を認めるべきものと考えられる。当該理事会のメンバーについては、金融や投資についての十分な知識を有する者の中から、透明性のある方法で選考することが求められる。その際、年金基金のガバナンスに関するOECDのガイドライン等に照らせば、理事会の長である理事長とは別に、業務執行の責任者を置き、理事会による監督機能と業務執行機能を分離すること(別紙1のパターン2)が望ましいが、我が国におけるコーポレート・ガバナンスの慣行を考慮して、理事長に業務執行権を委ねること(別紙1のパターン1)も考えられるのかどうかについては、立法化の過程で更に検討する必要がある。
- 新たな立法による体制整備が完了するまでの過渡的な対応として、独立行政法人の形態のままでも可能な改革を同時に進めていく必要。
 - 運用委員会に複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等については同委員会に実質的に決定させた上で、当該決定に基づき、理事長に業務執行を行わせる過渡的な体制を整備すべき。
 - 人員数、給与水準、経費等の面での制約については、できる限り緩和し、専門性のある理事長、理事、運用委員会委員、運用スタッフの強化を図るべき。
- 市場との対話を緊密に行う必要性等に鑑み、規模の大きな資金運用専門機関(GPIF)については、その本拠地を東京都に置くべき。

4. GPIFのガバナンスに関する最近の議論

－③有識者会議提言(平成25年11月20日)－

(別紙2)

運用・管理等の見直しに係る工程表

	直ちに取り組むべき課題	1年を目途に取り組むべき課題	目指すべき姿
運用の見直し (分散投資の促進等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の基本ポートフォリオの枠内での運用の見直し (かい離許容幅を利用した柔軟な運用や、アクティブ運用の見直しなど) ● 収益目標・リスク許容度のあり方の検討 ● パッシブ運用における新たなベンチマークの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政検証の結果を踏まえた新たな基本ポートフォリオの決定 ● 新たな運用対象(流動性の高いものや資産評価の容易なものが中心)の追加 ● ベビーファンドの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな運用対象(流動性の低いものや時価評価を常時行うことが困難なものも含む)の追加

運用の見直しとリスク管理を含むガバナンス体制の見直しはセットで行う必要

リスク管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 物価や金利の上昇に備えたリスク管理策の検討・実施 (物価連動国債への投資やリスクヘッジのためのデリバティブの利用など) ● フォワード・ルッキングなリスク分析の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政検証の結果を踏まえたフォワード・ルッキングなリスク分析に基づくポートフォリオの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな運用対象(流動性の低いものや時価評価を常時行うことが困難なものも含む)の追加に伴うリスク管理策の実施
ガバナンス体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な運用成績に連動した受託機関報酬の導入 ● 専門性の高い人材の確保策について検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人員数、給与水準及び経費等に係る制約の緩和を受けた運用委員会委員の常勤化、及び専門性の高い人材の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人形態の変更による理事会の設置及び専門性の高い運用体制の整備

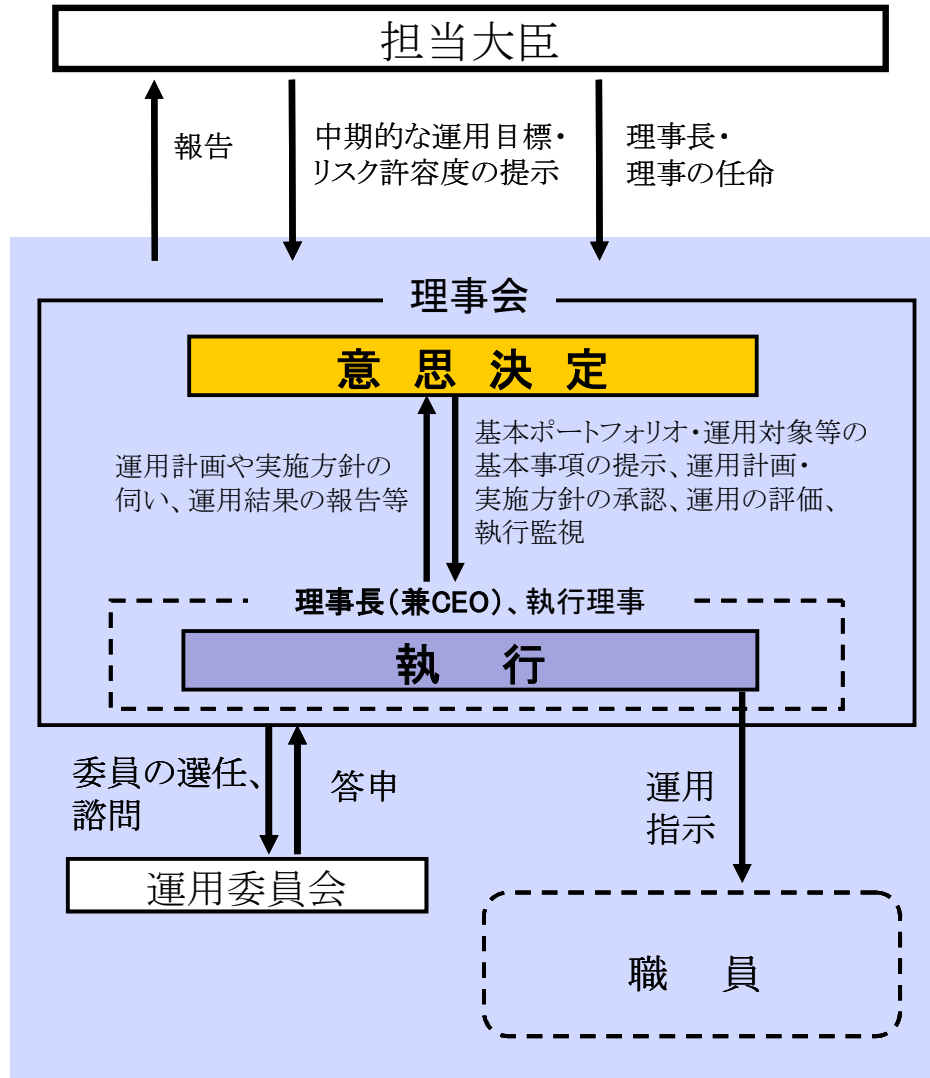
4. GPIFのガバナンスに関する最近の議論

－④有識者会議提言(平成25年11月20日)－

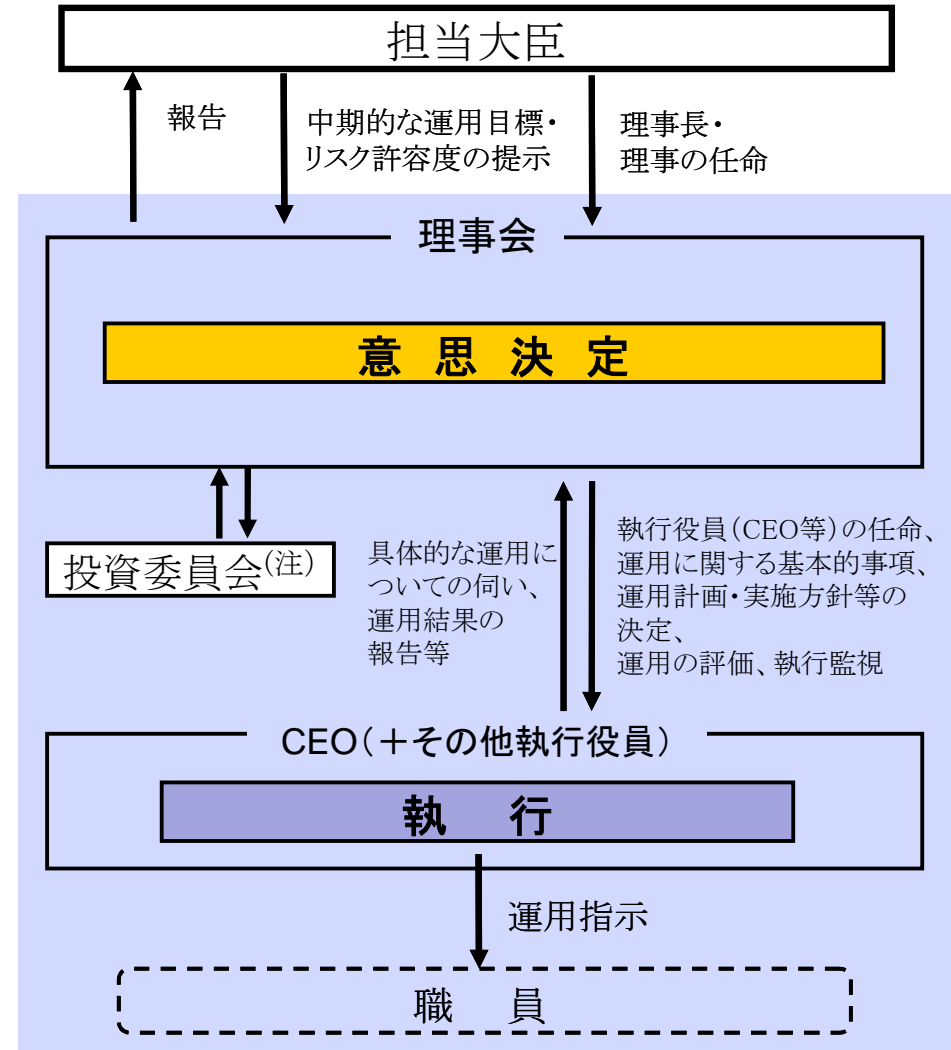
目指すべきガバナンスの仕組み

(別紙1)

(パターン1)



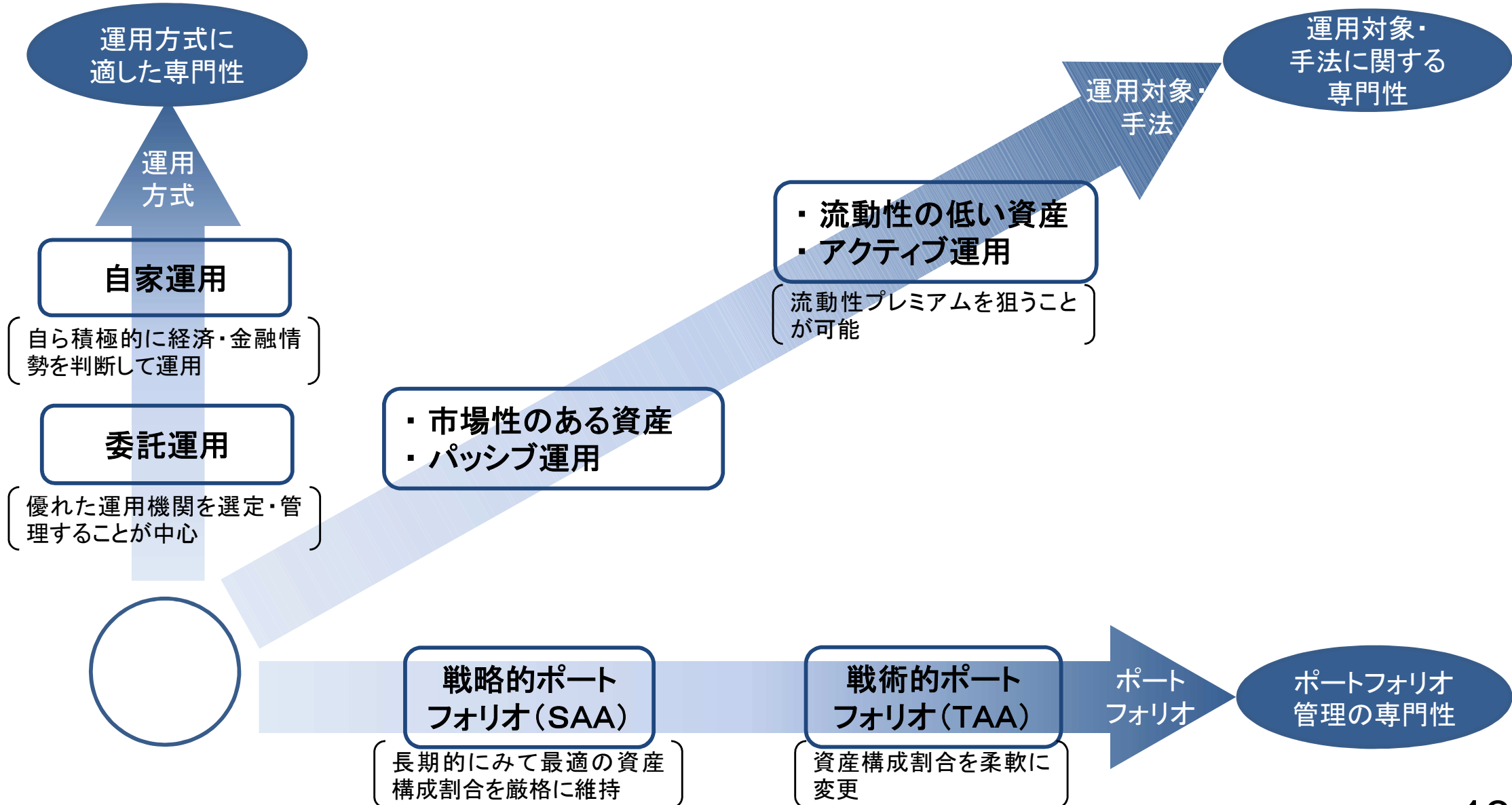
(パターン2)



(注) 理事会本体は基本ポートフォリオ・運用対象等の基本的事項を審議・決定し、より具体的な運用計画・実施方針等については、一部の理事等で構成される投資委員会が審議・決定する仕組み。なお、投資委員会のほか、リスク管理委員会・ガバナンス委員会等の設置についても検討。

5. GPIFガバナンス強化の視点 －年金積立金運用のあり方と専門性(イメージ)－

○ 運用方式や運用対象・手法、ポートフォリオ管理方法等によって、求められる専門性は異なり、それに応じたガバナンス体制の検討が必要。



※ 運用実績(リターン)の90%は基本ポートフォリオによって説明可能。

6. 諸外国の年金基金(運用組織)のガバナンスについて

－①諸外国の主な公的年金基金のガバナンスについて－

名称	米国	カナダ	韓国	スウェーデン
年金制度	カリフォルニア州職員退職制度 (被保険者はカリフォルニア州の公務員等、積立方式)	カナダ年金プラン (保険者は連邦及び州。被保険者は一般国民(ケベック州を除く)、賦課方式)	国民年金制度 (保険者は政府。被保険者は一般国民、賦課方式)	公的年金 (保険者は政府。被保険者は一般国民、賦課方式)
積立金の運用の実施機関	カルパース (カリフォルニア州職員退職制度)	カナダ年金プラン投資理事会(CPPIB、公法人)	国民年金サービス(NPS、公法人)	国民年金基金(中央行政庁、AP1～4(原資を異にするAP6が別途存在))
資金規模	約30兆円 (平成26年3月末)	約20兆円 (平成26年3月末)	約43兆円 (平成25年12月末)	約17兆円(AP1～AP4合算) (平成25年12月)
年金制度(保険者)と運用実施機関の関係	年金給付業務等に併せ、年金制度運営者が自らその積立金を管理運用	財政責任を負う連邦財務大臣等と別に運用に特化した特別の法人を設立し管理運用	保険者である保険福祉部長官が管理運用することとされ、実際の運用は年金給付業務を行う公法人であるNPSに委託	年金にかかる行政事務の実施機関(中央行政庁)が、徴収、給付、運用と分かれており、賦課方式部分の運用はそれぞれのAP基金が担当
運用の基本事項等の決定	年金制度を運営するカルパースが理事会で決定	連邦財務省等の財政検証を基に、運用機関であるCPPIBが理事会で決定	保険福祉部長官が、国民年金基金運用委員会の議により、決定(毎年の運用計画については、国会等の議を経て大統領が承認)	それぞれのAP基金が、理事会で決定
基本事項に係る意思決定機関のメンバー	・理事会は、雇用者である州政府を含め拠出者代表である理事(非常勤)から構成 (加入者代表6名、知事等による任命3名、州政府等4名) ・別途、理事のみからなる投資、報酬、監査等の委員会が存在	・カナダの様々な地域からの代表となるよう、かつ、金融等の能力を持つ者が十分確保されるよう指名された12名の理事(非常勤)から構成 ・別途、理事のみからなる投資、監査等の委員会が存在	・独任制の大臣に対する諮問機関の委員(非常勤)は、政府、雇用主・従業員・自営業者代表、年金専門家の20名からなり、20名中、雇用主、従業員、自営業者の代表は12名	・それぞれ、政府により指名された9名の理事(非常勤)により構成 ・積立金運用について専門性を有する者のうちから政府が任命。また、9名のうち、4名は労使の推薦(各2名)に基づく
日常執行業務	CEO(最高経営責任者)と別に、CIO(最高投資責任者)がおかれ、その下で執行	理事会により、日常執行業務を行うCEO等が任命され、その下で運用を実施	NPSのCEOとは別に、NPF運用センターを所掌するCIOがおかれ、その下で執行	常務理事(マネージングディレクター)又はCEOが選出され、その下で執行
運用実施機関等の職員数	約270名(運用部門職員数)(平成23年9月末)	1,000名(平成26年3月末)	投資部門の人員199名(平成25年12月末)	213名(AP1～AP4合算)(平成25年12月末)

(参考)諸外国の年金基金等の運用実施機関と統治機関

「年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)のガバナンス及び資産運用方針改善案」(2010年10月OECD 金融・企業局金融課 フィオナ・スチュワート氏、ファン・イエルモ氏)より

国	運用実施機関	統治機関
カナダ	カナダ年金プラン投資理事会(公法人)	カナダ年金プラン投資理事会の理事会
フランス	退職者準備基金(FRR)	退職者準備基金監督委員会
アイルランド	国家財務管理庁	国家年金準備基金委員会
日本	年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)	GPIF理事長および厚生労働省
韓国	NPS運用センター(社会保障機関)	国会
ニュージーランド	ニュージーランド退職年金ガーディアンズ(公法人)	ニュージーランド退職年金のガーディアンズ会
ノルウェー	「グローバル」ファンドはノルウェー中央銀行投資運用局、「ノルウェー」ファンドは国民年金基金	ノルウェー議会および財務省
スウェーデン	AP基金	AP基金理事会

(注)制度変更等により、現行とは異なるものがある。

7. GPIFのガバナンス体制についての厚生労働大臣答弁

○ GPIFのガバナンス体制について、国会審議において、塩崎厚生労働大臣から以下のように答弁。

【平成26年10月7日(参)予算委】

塩崎大臣:おっしゃるように少子高齢化が進む中で年金をどう確保していくかが大事な問題であり、その際に運用が大事だということは全くそのとおり。今年の6月の日本再興戦略の改訂版においては、運用改革とガバナンス改革は言ってみれば車の両輪ということでお約束をしている。運用改革をやる、そのためにもガバナンス改革をやって、これは分散投資を更にやっていくことで、リスクをコントロールしながらリターンをどう高めていくかが大事であって、分散投資をきちっとリスク管理をしながらやるための強固なガバナンスの体制が必要だということ。大原則は、この運用は大事な年金の掛け金を運用するわけで、これは厚生労働大臣の下で責任をもって運用するということは不動のものであって、これは厚生年金保険法の79条の3に書かれており、GPIFはそれの委託を受けてやることである。したがって責任は厚生労働大臣が当然持つということで、どうやってこの大事な資産を安全かつ効率的にまわしていくかがということがGPIFに課せられる条件であって、これに対しても厚生労働大臣が担っていく。ただ一方で、政府が関与し過ぎている、PKOや株価操作をしているのではないかとあらぬ誤解を招いているところもあるので、先の閣議決定でできた有識者会議で出てきた昨年11月の提言によると、高い自主性・独立性がなければいけないとある。そういうことも含めて年金部会で議論を深めている。